

第4期中期目標期間における

研修指針



平成28年3月

平成29年3月改定

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

目 次

I. 特別支援教育に関する教員の専門性向上	1
II. 研究所におけるこれまでの取組と課題	2
III. 研修の基本方針	2
IV. 指導者の養成	5
V. 資質能力の向上のための支援	7
VI. その他の研修等	9
VII. 研修実施体制	10

I. 特別支援教育に関する教員の専門性向上

- 我が国は、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 26 年の障害者の権利条約の批准、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行へと、「共生社会」の形成に向け大きく動き出している。こうした流れを進めていく上で、インクルーシブ教育システムの理念は極めて重要であり、その構築と充実のためには、特別支援教育を着実に進めていくことが必要不可欠である。
- 現在、特別支援教育については、障害の重度・重複化や多様化、特別支援学校や特別支援学級の在籍者数の増加、発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実等の課題がある。また、高等学校においても、「通級による指導」が制度化され、平成 30 年度より運用が開始されるほか、小・中学校における通級による指導の充実のため、教職員定数の基礎定数化が予定されている。こうした状況の中、特別支援教育に携わる教員の専門性向上が強く求められている。しかし、現状においては、全ての教員が十分な知識・技能を身に付けているとは言いがたく、また、特別支援学校教員の免許状保有率も必ずしも高いとは言えない状況である。
- これからの学校教育を担う教員に求められる資質能力に関して、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申では、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量が必要であるとされている。特に、特別支援教育については、全ての教員を対象に基礎的な知識・技能を身に付ける研修を実施することや、校長等管理職や特別支援学級の担任、特別支援学校教員等の職に応じた専門性向上のための研修を実施することが提言されている。
- 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育の実現に向けて教育再生実行会議の第九次提言（平成 28 年 5 月）では、全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えるよう、国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実させることが提言された。
- このような状況を踏まえ、本研究所は、特別支援教育のナショナルセンターとして、これらの課題に積極的に貢献していくため、これまでの研究活動や情報収集・発信等で培った実績を基盤として、今後とも教員の資質能力の向上のための活動の充実を図っていくことが重要である。

Ⅱ. 研究所におけるこれまでの取組と課題

- 第3期中期目標期間において、研究所では、各都道府県等で特別支援教育に関する指導的立場に立つ教職員等を対象として、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した、専門的かつ技術的な研修を重点化して実施してきた。

具体的には、毎年度、障害種別の特別支援教育専門研修を3コース(8プログラム)、教育現場の喫緊の課題に関する指導者研究協議会を4協議会、合計約500名を対象として研修を実施してきた。これらの研修については、アンケートを中心に評価を行い、各年度80%以上の「有意義である」との評価を受けてきた。

また、各都道府県等が実施する教員の資質向上の取組を支援するために、特別支援教育の初心者から経験者までを対象に、インターネットによる講義配信を行ってきたが、これについても登録数は年々増加している。

- こうした高い評価の一方で、研修の受講者や派遣元の教育委員会等からは、研修内容が受講者の多様化に必ずしも合致していないといった声や、ICTの活用に関する研修等、社会状況の変化や教育現場の課題に対応した研修の充実を求める声が寄せられている。
- こうした成果や課題を総合的に考慮すると、今後、研修事業については、次の3つの観点から、改善・充実を図ることが必要である。
 - ① 広く特別支援教育に関する専門的な知識・技能を普及するため、幼稚園、小・中・高等学校の教職員にも広く開かれた研修とすること。
 - ② 研修対象者の拡大に伴い、研究所が実施する研修の性格や目的をより一層明確化すること。
 - ③ 社会状況の変化や教育現場の課題等に対応するため、アクティブ・ラーニングやICTの活用など、新たなニーズに対応した研修を充実すること。

Ⅲ. 研修の基本方針

1. 基本的な考え方

- 研究所は、特別支援教育に関するナショナルセンターとして、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する研修事業を行っていく。具体的には、特別支援教育推進の中心的役割を担う指導者の養成を目的とした研修と、全ての教員に求められる資質能力として特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施する。
- 指導者の養成を目的とした研修では、国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応でき

る指導者としての専門性の向上を目的とする。内容は、これまでと同様、障害種別の長期間の専門研修及び政策課題に対応した短期の指導者研究協議会の2種類の研修を実施する。

- また、全ての教員を対象とした研修では、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、全ての学校種の教員について、特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることが求められていることから、その資質能力の向上に向けた自主的取組を支援する事業を充実する。具体的には、インターネットを活用した講義配信を引き続き実施するとともに、特別支援学校教諭免許状の保有率向上のため、免許法認定通信教育を実施する。さらに、教員研修センター（教職員支援機構）との相互リンクや職能別の研修に対する支援等について、検討を進める。
- このほか、発達障害者支援法の改正等発達障害をとりまく社会状況の変化に伴い、発達障害に関する理解啓発や支援の充実等の必要性が高まっていることから、発達障害教育に関する指導力向上のための研修を実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、国全体として障害者スポーツ振興への機運の高まりを見せていることを踏まえ、特別支援学校の教員を対象とした体育・スポーツ活動の充実を図るための研修を実施する。

2. 研修の対象者

- 研究所が実施する研修は、これまでも全ての学校種の教員を対象としていたが、実際には特別支援学校、特別支援学級の教員が多かった。今後、インクルーシブ教育システムの構築を目指していくためには、全ての学校種の教員に開かれた研修としていく必要があることから、発達障害等のコースやテーマに応じて、幼稚園、小・中・高等学校等の教職員の積極的な参加を促していく。
- 平成27年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、教員のキャリアステージに応じて求められる資質能力の向上を図るため、次の3つのステージをより意識して、研修の趣旨の明確化や内容の改善を図る。
 - 第1ステージ：教職の基盤を固める時期
 - 第2ステージ：『チーム学校』の一員として専門性を高め、連携・協働を深める時期
 - 第3ステージ：より広い視野で役割を果たす時期

3. 研修の体系

○ 第4期中期目標期間においては、以下の体系のもとに研修を実施する。

目的	対象	形態	名称・内容	
指導者の養成	第2ステージ及び第3ステージの教職員	来所による研修	特別支援教育専門研修	障害種別のコース・プログラムで実施（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、発達障害、情緒障害、言語障害）
			指導者研究協議会	特別支援教育施策上や教育現場の喫緊の課題について実施
資質能力の向上のための支援	第1ステージから第3ステージの教職員	インターネットを活用した研修	講義配信	特別支援教育に関する基礎知識、各障害種の概論、指導方法等に関する講義を配信
			免許法認定通信教育	視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第2欄の講義を配信

○ 指導者の養成を目的とする研修は、第2ステージ及び第3ステージの教職員を対象として実施する。特別支援教育専門研修については、8つの障害種を3コースに集約して実施するとともに、特別支援教育施策上や教育現場の喫緊の課題を検討し、それに対応する指導者研究協議会を実施する。

○ 資質能力の向上のための支援の取組は、インクルーシブ教育システムの構築を念頭におき、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の第1ステージから第3ステージの全ての教職員を対象として実施する。講義配信については、特別支援教育に関する基礎知識から障害種別の内容や最新の知見まで、幅広い内容を整備する。免許法認定通信教育については、特別支援学校教諭免許状の保有率向上という目的に照らし、保有率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第2欄の講義を配信する。

○ 上記のほか、幅広い学校種の教員を対象に、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図るための教育実践セミナーを実施する。また、全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校における体育・スポーツ活動の指導者を対象に、指導の充実を図るための協議会を実施するとともに、特別支援学校寄宿舎指導員を対象に、寄宿舎における指導の充実を図るための協議会を実施する。

4. 研修内容・方法等

○ 研修の内容については、障害種別に求められる専門的な知識を基盤としつつ、教員研

修センターなどの関係機関との連携等、研究所の研修に求められるニーズや社会状況、教育現場の喫緊の課題を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や諸外国の動向等をカリキュラムに取り入れる。

- 研修の実施に当たっては、講義のほか、演習・研究協議等の方式を取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育活動の中で生かせるようカリキュラムを工夫する。
- 研修内容・方法等については、受講者や任命権者である教育委員会等に対するアンケート調査の結果を踏まえ、不断の改善・充実に努める。

IV. 指導者の養成

1. 特別支援教育専門研修

(1) 目的

- 各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る。

(2) 対象

- 各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員

(3) 期間及び実施回数

- 約2ヶ月間の宿泊研修、3コース（7プログラム）年間各1回

(4) 研修のコース・プログラム

- 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース
 - 視覚障害教育専修プログラム
 - 聴覚障害教育専修プログラム
 - 肢体不自由教育専修プログラム
 - 病弱教育専修プログラム
- 知的障害教育コース
 - 知的障害教育専修プログラム
- 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース
 - 発達障害・情緒障害教育専修プログラム
 - 言語障害教育専修プログラム

(5) 内容

- 研修内容は、いずれのコース・プログラムについても、共通講義、専門講義、課題研究により編成する。
- 共通講義は、総合的な指導力向上に資する内容とし、以下の6つの領域について、講義と演習で構成する。
 - ① 特別支援教育についての基本的な事項、国の教育施策や喫緊の課題に関する内容
 - ② インクルーシブ教育システムの充実に向けた各障害種教育論
 - ③ 心理、生理、病理に関する内容
 - ④ 研修成果の還元を目指した講義やリーダーとしての資質養成に関する内容
 - ⑤ 筑波大学附属久里浜特別支援学校における実地研修
 - ⑥ 研究協議：各受講者が持ち寄った課題を中心に、グループに分かれテーマを設けて協議を行い、グループごとに自主的な課題解決に向けた取組を行う。
- 専門講義は、各障害種に応じた専門的内容とし、当該障害領域を中心に、心理、生理、病理、教育課程及び指導法に関する内容とする。また、講義のほか、アクティブ・ラーニングの視点から演習や実習を行い、各障害種の課題に応じた実地研修を設定する。
- 課題研究は、受講者がそれぞれの課題解決に向けて文献研究や講義の振り返り等、主体的に計画を立てて取り組む時間とする。
- 以上の基本的な考えを踏まえ、カリキュラム編成基準を策定し、それに基づき各コース・プログラムの研修内容を定める。

（6）研修実施に当たっての留意点

- 受講者については、来所前にインターネットを通じて配信する講義や事前学習用コンテンツを視聴し、研修目的等についての理解を促す。また、研修効果を高め、研修終了後の見通しをもたせるため、事前に自己目標や研修成果還元計画の作成を求め、自己評価につなげる。
- 講師については、所内及び所外から適任者を選定し、指導者の養成としての研修目的にかなったプログラムを提供する。また、特に所内講師においては、研究成果の還元や障害種に関わる最新の知見を講義に反映するよう努める。
- 特別支援教育専門研修においては、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施し、教員の資質能力の向上に寄与する。

2. インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会

(1) 目的

- 各都道府県等において指導的立場に立つ教職員を対象に、特別支援教育政策上の課題や教育現場の喫緊の課題等に関する専門的な知識・技能等の向上を図る。

(2) 対象

- 各都道府県等において、インクルーシブ教育システムを構築する上で指導的立場に立つ教職員

(3) 指導者研究協議会

< 1泊2日の宿泊研修 >

- 就学相談・支援指導者研究協議会（平成28年度まで）
- 発達障害教育指導者研究協議会（平成28年度まで）
- 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- 特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会

< 1泊2日の宿泊研修を年に3回実施する連続型研修 >

- 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（平成29年度より）

(4) 内容

- 特別支援教育政策上の課題や教育現場の喫緊の課題等に関する行政説明、インクルーシブ教育システム構築やICT活用等に関する研究成果を踏まえた講義、話題提供、班別協議等を行う。

(5) 研修実施に当たっての留意点

- 各研究協議会では、テーマに沿った事前レポートの提出を求め、受講者間で共有し、協議をより深めることができるよう工夫する。また、関連の先進事例等の情報提供を充実する。

V. 資質能力の向上のための支援

1. 講義配信

(1) 目的

- 障害のある幼児児童生徒の教育に携わる教職員の資質向上の取組を支援し、全ての学校種の教員や関係者への理解啓発を進めるため、特別支援教育に関する基礎知識から障害種別の内容や最新の知見まで幅広い内容の講義を収録し、インターネットにより配信する。また、複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムを提供することにより、幅広い受講者のニーズに応える。

（２）対象

- 障害のある幼児児童生徒の教育に携わる、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の教職員及び関係者

（３）受講方法

- 受講を希望する者が研究所のホームページで個人登録を行い、インターネットにより配信される講義コンテンツの中から、必要と考えられる講義を主体的に選択して視聴する。

（４）内容等

- 講義コンテンツは、特別支援教育全般にかかる内容、及び各障害等に関する専門的内容で構成する。また、受講者のニーズに応じて、複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラム（例えば「特別支援教育コーディネータになったら」等）を提案する。
1 コンテンツは、受講者の視聴しやすさを考慮し、概ね 30 分程度とする。
- 障害のある子供が多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）で学んでいることを考慮し、幅広い教職員のニーズに応える内容を体系的・計画的に整備する。また、研究成果等の最新の情報を提供できるよう、講義コンテンツの更新を図る。
- 利用者に対するアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。
- より幅広い教職員及び関係者の利活用を促すため、講義配信を活用した研修等の例を示したパンフレット等を作成し、校長会等を通じた広報に努める。

2. 免許法認定通信教育

（１）目的

- 「平成 32 年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭免許状を所持することを目指す」という国の重要な政策課題の解決に寄与するため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。

（２）対象

- 特別支援学校教諭免許状を保有していない教員等を対象とする。受講者は、個人で受講申込を行った受講希望者の中から決定するが、都道府県教育委員会の推薦を受けた教員、特別支援学校や特別支援学級に勤務し特別支援学校教諭免許状を保有していない教員を優先する。

（３）受講方法

- パソコン・タブレット端末等で、インターネットにより配信する 15 時間の映像講義を視聴し、各映像講義の最後に理解度チェックテストを行う。

（４）内容・実施方法

- 平成 30 年度までに、特別支援学校教諭免許状の保有率の低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第 2 欄の 4 科目について、順次開設し実施する。

また、特別支援学校教諭免許状の保有率の今後の推移や教育現場のニーズ等を勘案しながら、必要に応じて免許法認定通信教育の開設科目の在り方について検討する。

- 開講は毎年度 4 月と 10 月の年 2 回とし、約 4 か月間の講習期間とする。受講後の単位認定試験は、8 月及び 2 月に、全国数カ所に試験会場を設けて実施する。

Ⅵ. その他の研修等

1. 発達障害教育実践セミナー

（１）目的

- 幅広い学校種の教員等を対象として、発達障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援に関して、最新情報の提供や取組の紹介、実践事例の報告、研究協議等を通じて、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図る。

（２）対象

- 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等の教員、教育委員会・特別支援教育センターの指導主事等とする。

（３）期間

- 1 日間

（４）内容・実施方法

- 発達障害教育に関する基調講演、シンポジウム、分科会別グループ協議等を行う。

2. 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会（共催：全国特別支援学校長会）

（１）目的

- 各都道府県の特別支援学校における体育・スポーツ活動の指導者を対象に、実践交流・情報交換等を通じて、その専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の充実を図ることを目的とする。

(2) 対象

- 特別支援学校の体育・スポーツ活動に関して指導的立場に立つ教員等で、今後、都道府県内においてオリンピック・パラリンピックムーブメントを推進することが期待される者とする。

(3) 期間

- 1 日間

(4) 内容

- 障害者スポーツに関する行政説明や講演、実態調査結果報告、実践発表、障害者スポーツの種目別実践交流等を内容とする。

3. 特別支援学校寄宿舎指導実践協議会（共催：全国特別支援学校長会）

(1) 目的

- 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る。

(2) 対象

- 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等において指導的な立場にある寄宿舎指導員とする。

(3) 期間

- 1 日間

(4) 内容

- 特別支援学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講演、障害種別の部会別研究協議等を行う。部会別研究協議においては、参加者からの実践発表及び協議を行う。

VII. 研修実施体制

1. 所内体制

- 全所的な取組として研修事業を推進するため、理事、各部長、センター長により構成する研修推進委員会を設置する。研修推進委員会は、研修に関する重要課題について検討し、研修の企画・運営、評価・改善等を推進する。

- 研修推進委員会の下に、実施組織として、研修事業ごとに企画チーム及び実施グループを設置する。企画チームは、研修推進委員会の方針を踏まえ、各研修事業の企画立案及び連絡調整を行う。実施グループは、研修事業の実施に向けた具体的な手順や方策について検討し、実施する。

2. PDCA サイクルを重視した研修の運営

- 研修事業については、「研修企画（Plan）」「研修実施（Do）」「研修評価（Check）」「研修改善（Action）」の4つの段階を重視した運営を行う。

① 研修企画（Plan）：

各都道府県等をはじめとした関係機関、関係団体等からのニーズや評価、前年度の企画チーム及び実施グループ等からの意見を踏まえ、研修計画を立案する。

② 研修実施（Do）：

研修計画に基づき、研修を実施する。なお、実施に当たっては別途、研修事業実施マニュアルを作成し、それに基づいて実施する。

③ 研修評価（Check）：

研修修了後の受講者へのアンケート調査等から、研修の内容面及び運営面での成果や課題等を整理する。また、各都道府県等の関係機関に対し、研修事業の内容等についてのニーズ調査を実施する。

④ 研修改善（Action）：

③を基に、評価結果を次年度の研修内容等に迅速に反映させて、次年度の研修計画を検討する。

